

京丹後市災害時避難行動要支援者名簿等の作成及び情報提供に関する条例(案)の概要

1 趣旨について

災害時要支援者対策について、市ではこれまで平成 18 年 3 月に作成された国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」をもとに、平成 21 年度から要綱を定め、「避難行動要支援者名簿」及び「個別登録台帳」を整備してきました。

そのような中、国は平成 25 年には災害対策基本法を改正、市町村に避難行動要支援者名簿の作成を義務化し、また、被災者の中で高齢者、障害者等の占める割合が大きい状況を踏まえ、令和 3 年 5 月には、市町村が避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することを努力義務化するとともに、その内容の充実を求めています。

災害対策基本法では、市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、本人の同意が無くても名簿情報を消防機関、民生委員等の避難支援等関係者へ提供できるとされています。

加えて、平時においても、本人同意を前提として、当該避難支援等関係者への名簿情報の提供が認められているところですが、条例で特別の定めがある場合には例外的な運用が許容されることとなっており、個別避難計画についても今回の法改正で同様の運用が可能となりました。

そのため、京丹後市では、高齢者等の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的として、この例外的な運用その他避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成等に関し必要な規定を条例等で定めようとするものです。

2 条例案等の概要

次に掲げる事項について、条例及び規則で定めることとします。

(1) 避難行動要支援者から拒否の申出が無い限り、平時も名簿情報及び個別避難計画情報を提供することを規定

平時において、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者の同意を要することなく、避難支援等関係者に対して、名簿情報及び個別避難計画情報を提供することを規定します。ただし、避難行動要支援者が、当該情報の提供について拒否の意思を明確に表示した場合は提供しないこととします。

(2) 名簿に掲載する避難行動要支援者について

災害時において、次のア～エに示している高齢者など特に配慮及び援護が必要と認められる方（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方又は避難所等での生活が困難で特に支援を要する方とします。

また、現在の要綱の規定により、既に登録されている避難行動要支援者については、そのまま継続して名簿に登録するものとします。

ア 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者

イ 要介護認定者

・ 要介護認定を受けている方のうち、要介護 3～5 の方

(様式2)

ウ 障害者

- ・身体障害者障害手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ・療育手帳A判定を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級の交付を受けている方

エ 乳幼児その他必要と認めた方

(3) 名簿に掲載する個人情報の項目について

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他必要と認める事項を規則に定め、名簿に掲載することとします。

(4) 個別避難計画の作成方法及び掲載する個人情報等の項目について

個別避難計画を実効性の伴うものとするため、避難行動要支援者の心身等の状況を把握している福祉専門職や医療、看護、介護などの関係者と連携して作成するものとします。

また、名簿に掲載される情報に加え、避難支援を行う者の氏名、住所、電話番号等の連絡先、避難施設等の避難場所、避難経路、ハザード情報、避難行動要支援者が受けている福祉サービスの情報、その他避難支援等の実施に関して必要と認める事項を規則に定め、個別避難計画に掲載することとします。

(5) 名簿情報及び個別避難計画情報を提供する避難支援等関係者について

本市における名簿の提供先は、自治区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防団及び避難支援者その他の避難支援等の実施に携わる関係者とします。なお、情報は避難支援等に必要な範囲で提供するものとします。

(6) 名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いについて

名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いについて、個人情報の適正管理の観点から、市が講ずべき措置の内容、避難支援等関係者が順守すべき事項等を明確にします。

3 施行期日について

条例の公布の日から施行します。